

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【83】

2. 日時：令和4年2月8日 10時30分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

岩崎安全審査官、照井安全審査官

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他17名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 課長代理※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	規制庁テレイですそれでは島根 2 号炉セキ公認のヒアリングを開始したいと思いをます。
0:00:10	端側ですけど、説明をお願いいたします。
0:00:16	中国電力ニシサコです。
0:00:18	鹿島に一つ資料の訂正がございますので最初にご連絡をさせていただきます。
0:00:24	資料のうちですね、指摘事項に対する回答整理表の方なんですけれども、
0:00:30	こちらの 1 ページ 2 ページ目に、回答整理表があるんですが、該当日のところの記載なんです、資料提出日、2 月 3 日を記載しておりました。こちら、申し上げませんでした。本来であればですね、今回 5 節、今回説明というふうを書くべきところ、2 月 3 日としておりました。
0:00:46	最初に訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。
0:00:51	以上です。
0:00:52	切れちゃってる。違う。
0:00:54	はい。
0:00:57	あ、失礼しました。はい。
0:00:59	はい説明続けてください。
0:01:05	はい。中国電力のムラシゲです。それでは本日のご説明させていただきます。説明に入る前に本日の提出資料から確認をさせていただきます。
0:01:16	本日ご用意しております資料全部で 7 種類ございます。
0:01:20	いずれも 2 月 3 日提出でございます。まず一つ目、資料番号 N-S2-他-041、島根原子力発電所第 2 号機指摘事項に対する回答整理表、括弧し基本設計方針、
0:01:36	二つ目が、資料番号 N-S に一き-023 回 01、基本設計方針に関する説明資料の、第 23 条分でございます。
0:01:48	三つ目が、資料番号 N-S に一き-025 回 01、基本設計方針に関する説明資料の第 25 条分。
0:01:58	四つ目が、資料番号 N-S に一き-020 回 01、基本設計方針に関する説明資料の、第 20 条と第 57 条分。
0:02:11	でございます。五つ目が、資料番号 N-S2-来-016 回 01、基本設計方針に関する説明資料の、第 16 条と第 45 条文でございます。
0:02:25	六つ目が、資料番号 N-S2-器A-027 回 01、基本設計方針に関する説明資料の第 27 条分、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:36	七つ目が、資料番号N-S2-基-031 の会 01、基本設計方針に関する説明資料の第 31 条分でございます。
0:02:48	以上 77 種類でございます。資料おそろいでしょうか。
0:02:52	規制庁照井です。大丈夫です。
0:02:56	はい。ありがとうございます。それでは衛藤コメント回答の方、ご説明をさせていただきます。まず、第 23 条炉心等に関する金衛藤指摘事項に関する回答からご説明をさせていただきます。
0:03:12	資料番号N-S2-他-041 を準備をお願いいたします。
0:03:19	こちらの指摘No. ナンバー1 のもの、
0:03:25	が、第 23 条に関する指摘事項 1 件でございます。コメント内容としましては、燃料体括弧燃料要素を除くの記載について、燃料要素を除いている理由を説明することというコメントでございました。
0:03:39	こちらにつきましては資料番号N-S2-基-023 回 01 の 23 条の基本設計方針の説明資料の、
0:03:50	通し番号 3 ページ目をお願いいたします。
0:03:56	衛藤ご指摘事項としてはこの 3 ページ目の表の左から三つ目のところの、お墨付き(23)上の 3 というところの記載で、燃料要素を除くところを記載しておりますけれどもその理由を説明することというご指摘でございました。
0:04:13	回答としましては、回答整理表のほうに記載してございます通り、7
0:04:18	墨つき(23)城野さんにつきましては、設計基準事故を含む記載となっております、燃料要素A等については、設計基準事項では健全性までは求められていないというところがあります。
0:04:32	ございますので、燃料要素を除くと、
0:04:35	いうふうに記載しております。
0:04:37	また、衛藤なおなお、墨つき括弧 23 条の 4 のところでございますけれども、燃料要素についてはこの 23 条の 4 というところに書いておまして通常運転時及び、
0:04:48	運転時の異常な過渡変化時の荷重に耐える設計としているところを記載してございます。
0:04:55	指摘事項に関しては以上でございます、続いて、この回答整理表の衛藤 3 ページ目をお願いいたします。
0:05:05	こちらに指摘事項以外の箇所を適正化した箇所を整理してございます。23 条については、全部で五つほど記載適正化しておりますので、
0:05:16	そこについて簡単にご説明をさせていただきます。
0:05:20	資料番号へとN-S2-き 023 の甲斐 01 をお願いいたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:26	まず一つ目の適正化箇所ですけれども、2 ページ目から 9 ページ目にかけて、左上の記載ですね、設計及び工事に係る品質マネジメントに、
0:05:39	システムに関する説明に係る様式というところの記載、誤記がございましたので修正しております。
0:05:46	続いて、
0:05:50	し、同じ資料の 4 ページから 6 ページ目のところ黄色く塗っているところがございますけれども、こちらについては、実設備を踏まえてであったりあとは要目表との記載を、との整合という観点から、
0:06:04	記載を適正化しております。いずれも内容が変わるものではございませんで、記載を適正化したというところでございます。
0:06:13	同じ修正を、資料の 10 ページ 11 ページのところ、
0:06:18	の黄色ハッチング箇所がございますけれどもそこでも修正をしているというところでございます。
0:06:24	23 条の記載適正化箇所は以上でございます。
0:06:27	23 条は以上です。
0:06:32	中国電力の山根です。
0:06:34	続きまして、第 25 条、一次冷却材に対するご指摘事項への回答について説明させていただきます。
0:06:42	N-S におか 041 の回答整理表のうち、
0:06:45	ナンバー 2 が、
0:06:47	該当となります。
0:06:49	こちらのコメント内容ですけれども、
0:06:52	先行と異なり、保持し得る設計としている理由があれば説明することとのことでした。
0:06:59	こちらにつきましては、保持し得る設計の記載内容について検討した結果、第 25 条の条文要求である、必要な物理的及び化学的性質を
0:07:11	保持するものでなければならないという記載を踏まえまして、
0:07:15	本日お辞する設計と記載する方が適切であると判断しましたので、保持する設計に修正しております。
0:07:23	資料への反映箇所は、N-S 日記 025-14 ページが該当となります。
0:07:31	また、N-S に岡 041 の適正化箇所リストのうち、
0:07:36	No.106 について、25 条、適正化箇所がございます。
0:07:41	こちらにつきましては、様式六、七のフォーマットの動きを修正しております。
0:07:46	該当ページにつきましては、当時 2 ページ及び 3 ページが該当となります。
0:07:52	25 条については以上となります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:56	続きまして、第 20 条、第 57 条の安全弁等に関するご指摘事項への回答について説明させていただきます。
0:08:05	N-Sに他 041 の回答整理表のうち、No.3 からNo.5 が該当となります。
0:08:13	ナンバー3 のコメント内容ですけれども、日本機械学会設計建設規格の記載に揺らぎがあるため記載を統一すること。
0:08:21	このコメントを受けまして、
0:08:24	当社グランドルールを踏まえて検討した結果、発電用原子力設備規格設計建設規格と記載する方が適切であると判断しましたので、
0:08:34	発電用原子力設備規格設計建設規格、
0:08:38	という言葉に修正しました。
0:08:41	資料への反映箇所は、N-S2020 の当時 28 ページが該当となります。
0:08:48	引き続きNo.4 につきましてですが、及び真空破壊装置の記載について、先行プラントとの相違理由を示すこと。
0:08:58	このことで、
0:08:59	こちらにつきましては、当社が真空破壊装置を記載していることに対する、全厚プラントとの相違理由を比較表備考欄にそれぞれ追記しております。
0:09:10	資料への反映箇所は、N-S日記 020 の当時 28 ページが該当となります。
0:09:18	No.5 につきましては、施錠会議よりの記載について、先行プラントとの相違理由を示すこと。
0:09:26	そのことで、こちらにつきましては、該当する止め弁の全開確認を、運用にて担保する旨を、比較表備考欄に相違理由として追記してございます。
0:09:38	資料への反映箇所は、N-S仁木 020 の通し 30 ページが該当となります。
0:09:45	また、N-Sに他 041 の適正化箇所リストのうち、ナンバー107 及びNo.108 について、
0:09:55	20 条関連で、適正化した箇所がございます。
0:09:59	こちらにつきましては、様式 6、
0:10:02	及び比較表の動きを修正しております。
0:10:06	該当ページにつきましては、ナンバー107 については、46 ページ及び通し 27 ページ。
0:10:14	ナンバー108 につきましては、通し 30 ページ及び 32 ページが該当となります。
0:10:20	20 条 57 条のご説明については以上です。
0:10:27	はい。中国電力の尾川です。続きまして、16 条、45 条の基本設計方針についてご説明をさせていただきます。
0:10:36	資料番号は、N-Sにはい本気配本 016 回、10 回 01 になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:47	回答整理表の方で、先ほどの続きでナンバー6 からNo.9 に関して、今回の基本設計方針に対するコメントの該当箇所になります。
0:10:58	まず、ナンバー6 についてですが、こちらは、非常用ディーゼル発電設備と高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の起動時間、電源確率電圧確率時間の相違について説明をすることと、
0:11:12	いうところの会に対するコメントです。非常用ディーゼル発電設備と高圧炉心スプレイ系のディーゼル発電設備の電圧確率時間が、それぞれ 10 秒と 13 秒であるというところに関してのコメントになっております。
0:11:26	こちらにつきましては、1 度、非常用発電装置の出力決定に関する説明書のオオノ、ヒアリングの方で一度ご説明をさせていただいておりますが、
0:11:37	45 条のこちらの基本設計方針でのコメントになりますので設計の考え方について、比較表備考欄の方に記載をしたい、しております。
0:11:47	し反映箇所としましては、資料の 65 ページになります。
0:11:54	資料 65 ページ、備考欄で、
0:11:57	非常用ディーゼル発電設備と、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の電圧確立時間につきまして、こちらはそれぞれECCSによります注水開始時間を考慮して、
0:12:08	注水に影響のない時間というところで設定をしたものになっております。
0:12:13	非常用ディーゼル発電設備と高圧炉心スプレイディーゼル発電設備はそれぞれ期間の設計が異なりますので、電圧確率時間も異なるものとなっております。
0:12:24	本コメントに対する回答としては以上です。
0:12:28	続きまして、No.7-5 になります。
0:12:32	こちらにつきましては、
0:12:34	非常用ディーゼル発電設備の燃料タンクと、常設代替交流電源設備の燃料タンクが別であることを説明することというコメントです。こちらは前回の資料の方で層位表、
0:12:47	失礼しました。比較表のそういう理由の表現が曖昧であったことから、B、備考欄の記載について見直しを行ったものになります。反映箇所としましては資料の 68 ページになります。
0:13:02	68 ページの中ほどのページ中ほどの備考欄の記載でして、
0:13:08	こちらに常設代替交流電源設備の燃料タンクが別途設置していると、いうことを記載したものになります。
0:13:16	本コメントに対する回答は以上です。
0:13:19	続きまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:20	ナンバー8 の方になります。
0:13:24	こちらにつきましては、
0:13:26	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の燃料タンクの識別についてコメントする、説明をすることということに対するコメントです。
0:13:35	高圧炉心スプレイ系のディーゼル発電、
0:13:38	高圧炉心スプレイ系のディーゼル発電設備の燃料貯蔵タンクに記号がついておりませんでしたので、こちらの方、識別するように反映をしております。
0:13:47	こちらにつきましては、1 度、5、72 条の基本設計方針の方で反映をしまして、ご説明をさせていただいた内容になっております。
0:13:58	設備名称としましては現在の記載の名称が要目表の名称になりますので、名称は現在のままで、それぞれ名称の前に系統名称を、
0:14:08	記載することで、識別を行うこととしております。
0:14:12	反映箇所としましては、
0:14:14	資料の 68 ページになります。
0:14:18	68 ページの方で、燃料設備の方針の中で、それぞれ系統名称。
0:14:25	を記載して識別を行っています。
0:14:28	なお、燃料タンクにつきましては基本設計方針中に、複数回、記載する箇所がありますので、そういった複数回登場する箇所につきましては、
0:14:38	最初に記載する場所で、読みかえることで対応していきたいということで考えております。
0:14:45	本コメントに対する回答は以上です。
0:14:48	続きまして、
0:14:50	ナンバー9 についてです。
0:14:52	こちらは、220kV送電線の近接について説明することということのコメントです。
0:15:01	島根 2 号では 220kV送電線と、500kV送電線が近接しておりまして、500kV送電線が今回の 2 号機の申請対象外であると。
0:15:13	いうところで記載できないというふうに考えておりましたが、220kV送電線が、2 号機設備であり申請対象であるため、記載を追加したものになります。
0:15:23	回答の反映箇所としましては資料の 72 ページになります。
0:15:31	資料 72 ページのページ中ほどの黄色の箇所ですけども、こちらに設計方針について記載をしております。
0:15:42	送電線の近接に関するもので、近接箇所におきましては、必要な絶縁距離の確保、あと、設置許可時よりもご説明させていただいておりました。
0:15:53	万一の鉄塔倒壊時における対応について、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:57	というものを、基本設計方針のほうに記載をしました。
0:16:03	失礼しました。以上で、16 条、45 条に対するコメント回答を終わらせていただきます。
0:16:09	続きまして記載の適正化箇所がございますので、説明をさせていただきます。
0:16:16	回答整理表の 4 ページ。
0:16:19	になります。
0:16:21	こちらのナンバー109 から、
0:16:24	118 までが今回、適正化をした箇所になります。
0:16:29	いずれの箇所におきましても前回の説明時から内容を大きく変更した箇所はございません。
0:16:37	主な内容としましては
0:16:39	誤記の修正を行ったものであったり、設備名称の適正化を行ったもの、あとは、他の資料との整合を図ったもの、例えば、ナンバーの、114 になりますと、
0:16:51	非常用発電する。
0:16:53	早期の出力の決定に関する説明書の内容と、記載の方を合わせて適正化を行ったものになっております。
0:17:00	適正化箇所に対するご説明も以上になります。
0:17:04	以上で、16 条 45 条の説明を終わらせていただきます。
0:17:13	中国電力の山根です。
0:17:15	続きまして、第 27 条原子炉冷却材圧力バウンダリに関するご指摘事項への回答について説明させていただきます。
0:17:24	N-Sにおか 041 の回答整理表のうち、No.10 及びNo.11 が該当となります。
0:17:36	No.10 につきまして、コメント内容ですけれども、中性子束高等の記載があるが、オオノの必要性について検討することとのことでしたので、
0:17:49	中性子束高等の方に何が含まれるか、確認した結果、主蒸気管、放射線スクラム信号も含まれるということですので、
0:18:00	等の記載は必要ということを確認いたしましたので、現状の記載のままとさせていただきます。
0:18:07	No.11 につきましては、
0:18:12	施錠管理等で、と記載していないことについて、記載の要否を検討すること。
0:18:17	このことです。
0:18:19	なので、
0:18:20	こちらは 28 条側の、原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等の方には、記載、基本設計方針で記載していることを踏まえ、
0:18:31	27 条側も、当該記載は必要というふうに整理いたしましたので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:36	施錠管理等でという記載を追加した、追記しております。
0:18:42	資料への反映箇所は、N-S2027 の、当時 12 ページが該当となります。
0:18:50	また、N-Sに置かれる 4 市の適正化箇所リストのうち、
0:18:54	ナンバー119 につきまして、比較表の動きを修正しております。
0:19:00	該当ページについては、42 ページ及び 14 ページが該当となります。
0:19:06	27 条のご説明については以上です。
0:19:12	続きまして、第 31 条、蒸気タービンに関するご指摘事項への回答について説明させていただきます。
0:19:20	N-Sにおかれ 041 の回答整理表のうち、No.12、及びNo.13 が該当となります。
0:19:28	No.12 につきましては、設置変更許可段階では、復水器真空度と記載しているものを、設工認段階では排気圧力真空度、
0:19:38	を書き変えた理由を説明すること。
0:19:40	このことで、
0:19:42	確認した結果ですけれども、排気圧力真空度という記載は、当社の建設工認から用いている言葉ですので、
0:19:52	今回の補正項においても排気圧力真空度という記載を用いております。
0:19:57	で、
0:19:58	なお 31 条において準用する火力省令の解釈の第 27 条の中で、排気圧力という記載があることから、火力省令の記載を踏まえて、建設購入において、排気圧
0:20:10	力真空度という言葉を用いたものと、整理しております。
0:20:16	はい。ナンバー13 につきましては、平成 27 年の
0:20:21	平成 27 年申請時の基本設計方針の考え方を整理し、記載全般について再度検討すること。
0:20:28	そのことで、平成 27 年度申請時の状況を社内で確認した結果、
0:20:36	当時、至近でタービン取りかえを実施していましたBWRプラントの基本設計方針をベースに、当社の設置許可の記載事項及び火力省令の内容を踏まえて、
0:20:48	当時は基本設計方針を作成したということを確認しております。
0:20:53	当時の基本設計方針を踏まえ、当社の基本設計方針の記載内容について、再検討し、して、記載の適正化を実施しましたので、
0:21:03	適正化箇所について、N-Sに 1031 を用いて説明させていただきます。
0:21:11	御説明方法ですが、N-S2031 の様式 7 により、平成 27 年度申請版の基本設計方針と今回適正化を実施した基本設計方針の比較が、
0:21:24	可能となりますので、様式名にて説明。
0:21:27	させていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:29	通し 2 ページをご覧ください。
0:21:33	鷲見括弧 31 条の 1 について、蒸気タービンの材料に関する設計及び運転状態の監視について記載を追記しております。
0:21:43	次に、防止、6 ページ、7 ページ、9 ページにつきましては、
0:21:49	接続詞等の記載を適正化しております。
0:21:53	次に、通し 11 ページをご覧ください。
0:21:57	隅括弧 31 条の 9 について、
0:22:00	調速装置の能力に関する設計の記載を追記しております。
0:22:06	次に、14 ページから 17 ページにつきましては、項目番号等の記載を適正化しております。
0:22:13	また、16 ページの隅括弧 31 条の 13 につきまして、前回提出時は、タービン軸振動の警報値を、
0:22:22	記載しておりましたが、
0:22:24	この警報値は、火力省令解釈の第 20 条にて定められている軸シンドウの警報値を掲載しており、
0:22:33	先行プラントにおいても当該条文の要求、火力省令解釈の第 20 条をもとに、傾向値を設定することに、設計の相違はございませんので、
0:22:46	先行同様ということですので、警報値の記載をこちら、削除しております。
0:22:53	次に 18 ページをご覧ください。
0:22:57	次(3)11 条 17 につきましては、蒸気タービンの附属設備の使用に関する記載を追記しております。
0:23:05	隅括弧 31 条 19 につきましては、前回提出時は、1 ポツ 2 のほうに記載しておりましたが、検討の結果、1 ポツ 12 で記載する方が適切だと考えますので、
0:23:17	記載箇所を変更しております。
0:23:21	また、N-Sに岡 041 の適正化箇所リストのうち、
0:23:26	ナンバー120 及びナンバー121 について、比較表の動きを修正しております。
0:23:34	該当ページにつきましては、NS2031 の、
0:23:39	方針、23 ページ。
0:23:41	25 ページ及び 26 ページが該当となります。
0:23:46	31 条についてのご説明は以上です。
0:23:49	からの説明は以上です。
0:23:55	規制庁照井です。ありがとうございます。
0:24:03	それでは 23 条の炉心から行きましようね。
0:24:10	はい。何か質問等あれば、
0:24:12	規制庁岩崎です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:16	23条の3ページのところで、ちょっとすいません私の1回位ガチッ足りてなかったんですけど、つまり、
0:24:25	燃料体括弧燃料要素を除く。
0:24:30	というのは、つまりこれは、
0:24:33	何名なんですかね質問でよろしいのかちょっとあれなんですけど、燃料体から燃料要素除いたものって、
0:24:42	これのな、今何を。
0:24:44	見てるのかちょっと教えていただいてよろしいですか。
0:24:52	はい。中国電力のムラシゲです。
0:24:55	衛藤設置許可基準規則の解釈のところ、江藤15条の解釈の第4項のところ記載がございますけれども、
0:25:05	燃料体、第3項に規定する燃料体については、燃料棒以外の燃料集合体の構成要素にするというところの記載がございますしてその、
0:25:15	そこについて記載したのがこの23条の3というところがございます。ちょっとご回答になっておりますでしょうか。以上でございます。
0:25:27	少々お待ちください。
0:26:04	あ、規制庁イワサキです。
0:26:07	現有燃料要素の北東、
0:26:12	だからこれはあれ、燃料体、燃料法以外の燃料集合体の構成要素。
0:26:18	というのが燃料体括弧燃料要素を除くということで、
0:26:23	はい、中国電力のムラシゲです。ご認識の通りでございます。以上です。
0:26:31	規制庁イワサキさんありがとうございます。
0:26:35	23時私から、
0:26:47	規制庁のテルイ率、
0:26:51	今日、今日のコメント回答に直接関係ないし、前回も聞いたかもしれないけど、
0:27:00	今回のその新基準の設工認の中で、
0:27:06	燃料体の設計ってどう
0:27:09	買われるんですけど。
0:27:11	聞いている時は
0:27:13	先般の三条改正で、設認がなくなって設工認に取り込まれたんですけど、
0:27:20	経過措置なんかみなし規定なしで取り込まれたっていう、その関係で、
0:27:26	燃料体って、そういう意味で今回の施工の中にやるのか、外でやるのかっていうところの確認になる。
0:27:34	そこって今度どう整理され、
0:27:42	少々お待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:59	中国電力のムラシゲです。すいません。ちょっと社内で確認して回答させていただきます。
0:28:06	以上です。規制庁ドレスわかります。
0:28:12	あとですね炉心は幾つか、
0:28:18	記載の適正化ということで、直されてるってどう。
0:28:27	とエバー。
0:28:33	比較表でいうと、11 ページ最後のページ。
0:28:37	ここも幾つか何%出て、
0:28:40	等、
0:28:46	まず上の 23 条の 9 受中からいくと、
0:28:56	これは、
0:28:58	そう。1 個目の、その下側におけたってというのは、
0:29:04	もともと、
0:29:07	テーブルを持つって書いてあったわけ。
0:29:09	そう。
0:29:10	これはあれですかね等を先行の同じBV、
0:29:17	に合わせた書き方をしたってということなんだと理解し、
0:29:21	どう。
0:29:22	その次再循環で、
0:29:26	水、
0:29:27	寒い、再循環水出口等とか入口ノズルってというのが、
0:29:32	これは、
0:29:34	これまでなかったものを出したんですけどこれは抜けて買ったから出したって いうことで、
0:29:41	はい。中国電力のムラシゲです。基本的にはそういうふうになります。ここ、再 循環水出口ノズル入口ノズルを追加したのが、その次の下のお墨付き(23)上 の 9 のところでですね。
0:29:54	再循環水入口ノズルからという記載がございましたので、ちょっとそこの整合 の観点から、この再循環水出口ノズル入口ノズルというものを追加したとい うこととございます。以上です。
0:30:08	わかりました。
0:30:15	その次のから、23 条の 9 のパラです。
0:30:20	どう。
0:30:22	国庫ワー、
0:30:26	例えば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:30	この何ていうかな、前回の書き方だ等、例えば主訴主蒸気ノズルのが、
0:30:39	の場所っていうかね。
0:30:41	どう上部の4ヶ所とかって書いてあったんですけど、ここ0を消したのは何か理由ある。
0:31:00	少々お待ちください。
0:31:12	中国電力の山根です。お待たせいたしました。
0:31:16	前回の記載から主蒸気ノズルの記載を削除した経緯ですけれども、こちらのABWRの構造の記載になっておりまして、
0:31:26	実際の島根2号機の当日設備の
0:31:29	記載、
0:31:31	を踏まえますと、誤記でしたので、今回、適正化を実施したものととなります。以上です。
0:31:39	あまりこの辺の、私がこの辺の細かい行動。
0:31:43	ちゃんと理解してない。
0:31:46	そういう意味で前回の書き方って、主蒸気ノズルで、それが4ヶ所にあって、その中の流量制限かける。
0:31:53	とか、ここの構造が、
0:31:56	違う。
0:31:57	ということで、具体的にどういう、
0:32:00	ここまで説明すんの難しいかもしれないですけど、
0:32:04	そもそも中国電力の加藤でございます。少し補足させていただくとノズル、ABWRの場合はノズル自体にその流量制限オリフィスの形状を、
0:32:14	が含まれてまして、一方でひばり2号につきましてはそのMS配管の途中に、瀬谷オフィスオリフィスを設けてますのでその形状として違うということになっております。
0:32:26	ですので最初の当初出したものについてはちょっとABWRの記載になっておりましたので今回見直したこととしております以上です。なるほど。そういうことです。
0:32:36	そういう意味で、
0:32:38	ろう炉内圧力容器内の流路はっていうと主蒸気のグループから出るところがあって、だから、その先の、
0:32:46	目1杯の方に、重油流用性がある。
0:32:50	ので、
0:32:53	でできて4日をしましたと。
0:32:55	わかります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:00	形。
0:33:01	という。
0:33:05	安藤。
0:33:08	はい私からは、23 日以上です。
0:33:16	続いて、25 条はない。
0:33:20	はい。
0:33:21	じゃあ、安全弁 20 条 57 条で、
0:33:29	当社 30 ページなんですけれども、
0:33:37	上巻寄りのところなんですけど、
0:33:41	これ弁。
0:33:42	展開した状態で施錠すること前回を確認する運用とするってあったんですけど、
0:33:48	これって、ごめんなさい。
0:33:51	私のあれ、あんまり理解ができないところ。つまり、
0:33:57	どういうことですかって気いいなったんですけど。
0:34:03	答弁を、
0:34:04	前回にした状態で、基本的に鍵をかけているから、
0:34:11	鍵がかかっているれば、全開になってるってことですか。
0:34:20	中国電力のヤマネですとご認識の通りでして、こちらを記載している理由ですけれども、様式 7 の方の通し 11 ページ、
0:34:31	の方ですね。
0:34:35	技術基準に関する規則の欄のところ、4 号の記載が、
0:34:40	11 ページの下の方にあると思うんですけども、こちらで、
0:34:46	安全弁等または破壊版の入口側または出口側に止め弁を設ける場合は発電用原子炉を起動させる時及び運転中に、この弁が全開していることを確認できる装置を設けなければならない。
0:34:58	という記載がございまして、こちらの確認方法として、当社は、運用にて、その統制上はいによって、全開であることを確認するというふうな、
0:35:11	運用を担保する旨を、そういう理由として記載しております。
0:35:14	以上です。
0:35:28	所長持田。
0:37:54	規制庁イワサキえさすいません理解しました。これちょっと時間とってしまう。すみませんありがとうございます。
0:38:06	あ、規制庁のテルイです。やっぱり今のところなんですけど、
0:38:11	まず、あの子、こういう、その主施錠会で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:16	してる。
0:38:19	止め弁のところって、
0:38:23	何か具体的に例示でもいいんですけどどのあたりから、こういう設計になっ て、
0:38:39	中国電力の山根です。少々お待ちください。
0:39:34	中国電力の山根です。お待たせいたしました。ちょっとすぐに即答できるせ、系 統がございませんのでちょっと詳細確認させていただいて、
0:39:44	別途回答とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
0:39:48	規制庁照井です。終わります。ちょっと具体的で、
0:39:53	具体的なところは後でっていうことなんですけど、こういう設計にしてるっての は何か、
0:40:00	例えば何か点検この安全弁とか破壊版とかを点検しようとした時にはこの手 前で演技しなきゃいけないから、例えば入口側に、
0:40:11	取り止め弁がついてるとか、
0:40:13	そういう意味でそのトレンがついてるっていう。
0:40:17	イメージでいいんでしょうか。
0:40:20	確認。
0:40:26	中国電力の山根です。ご認識の通りでして、当店検討の際に、この
0:40:32	止め弁を操作して、点検をするというためにつけているものになります。以上 です。
0:40:38	だからそういう意味で運転中は下階ロック回路施錠帰しても、問題のない弁だ って理解でいいですよ。
0:40:52	中国電力の山根です。はい、ご認識の通りでして、誤って閉止した状態で運転 とならないように、安全弁の機能を確保するためにも、こちら、改良区というこ とで、
0:41:03	そのような運用にしております。以上です。
0:41:07	規制庁の寺井ですわかりました。で、その上で、その語尾のところなんですけ ど、
0:41:14	展開していることが確認できる設計とするって言うてるんですけど。
0:41:20	これはだから、
0:41:21	何か
0:41:24	何だろう。
0:41:25	指示、
0:41:27	とかで指示とか表示から表示とかでその会議してることを確認してるとか或い はそのしまったら、阿南にかけるとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:35	そういうことではなくて、手順として、
0:41:39	下か
0:41:42	施錠回避していることを確認した上で、次の起動工程とかに進んでいくから、
0:41:51	その下、開いてることが確認できるってそういう意味で、
0:42:10	中国電力のヤマネですとご認識の通りでして、現場のチェーンロックされてる上に表示がございまして、そちらで全体を確認するというような運用。
0:42:23	という意味でこちら、備考欄のほうを記載させていただいております。以上です。
0:42:29	今のは
0:42:33	その下元パー能弁の表示でわかるっていう、
0:42:46	この転送とかではわかんないんですよっていうことなんですけど。
0:42:52	中国電力の山根です。
0:42:54	すいません説明が不足しておりましたが、現場で確認できるものとなります。郵送等では確認はできないものになっております。以上です。
0:43:07	ただ、もう1回改めて、念のための確認をしますけど、多分、定検起動時の手順として、
0:43:18	前面海域工事がいい伊勢上階されていることを確認した上で、次の工程、
0:43:26	もし、この
0:43:29	起動時とか、運転中であっても、例えば、準Cのタイミングとかここ喉頭蓋で見に行くとか、
0:43:38	ありますけど、
0:43:39	その次、現場の巡視、或いは見に行けば、その弁の現場の表示で展開していることが確認できる。
0:43:49	ということで、
0:43:54	中国電力の山根です。ご認識の通りでございます。以上です。
0:44:02	わかりますあの状況がですねその上で、そういう意味でいうとやっぱり運用で担保してるわけなんですけど。
0:44:12	他の基本方針のところ運用で担保するときって、
0:44:16	保安規定に定め管理するっていう、いうことを言ったりしてるわけなんですけど、そういう
0:44:26	先行との設計の違いも踏まえて、そういうことを記載しておく必要っていうのはありますか。
0:44:48	中国電力の山根です。ちょっと、
0:44:51	即答できるあれではないんですけどもちょっと記載、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:55	方法についてはちょっと記載要否の方ですけれどもちょっと検討させていただきたいと思いますので、
0:45:01	よろしくお願いいたします。以上です。
0:45:03	規制庁よりですわかりました。
0:45:07	それからですね。
0:45:11	表記戻っていただいて 28 ページの
0:45:16	真空破壊装置なんですけど、
0:45:23	これ一ここ、一応ちょっとまずこの真空破壊装置って、
0:45:30	ベント管の先っちょ 2 ついてるサブチャーンと。
0:45:36	D/Wの。
0:45:38	SURCで
0:45:40	動く真空破壊装置でいいですよ。
0:45:47	中国電力のヤマネですとご認識の通りでして、サプレッション・チェンバをドライビルの差圧を調整する弁と、
0:45:57	真空破壊装置というふうに、当社としては、名称つけております。ちなみにこちら真空破壊装置ですけれども、
0:46:06	御社の要目表の方でも、真空破壊装置という名称で申請させていただいているため、真空破壊装置というふうに記載しております。以上です。
0:46:15	わかりましたありがとうございます。
0:46:18	そうすると、
0:46:22	その設備の相違なんですけど、
0:46:25	備考欄のところですよ。そういう意味で
0:46:30	進化破壊措置って、
0:46:32	おおよそBWRにはついてますよね。
0:46:37	何かそのMARK-Iのために設置してるとかって書いてあるんですけど、
0:46:44	備考欄です。そそういう意味では、
0:46:46	変更も含めて、BWRと新開装置ついてると思うんですけど、
0:46:53	そのね、
0:46:54	そういう意味で、何でその奥田Cがされるのかどうかということがちょっといまいちまだちょっと理解ができてない。
0:47:01	所加来。
0:47:16	あれですかねその能勢当然先行なんで先行がなぜ書いてないのか多分わからない。少なくとも島根としては、書く必要があると思ってるから書いてますっていうそういう感じなん。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:31	中国電力の山根です。ご認識の通りでして、当社としましては、先ほど申し上げた新宮破壊装置のほかに、
0:47:38	トーラス室内のトーラス室と、
0:47:43	S/Cの中の新宮を、
0:47:48	差圧を、
0:47:49	解消する真空破壊弁というのが、真空破壊装置の他にございますので、
0:47:55	二つの記載が必要だというふうに整理しまして、真空破壊装置の方も記載している整理としております。以上です。
0:48:05	この前にある新保亀井誰ですか
0:48:09	サブチャンと、今と登録してますけど、トーラスと、
0:48:17	サブチャーんんの。
0:48:24	聞き苦しくない。
0:48:26	三階トーラス真空部会でしたっけ。
0:48:29	のことがこの全体の新川です。
0:48:35	中国電力の山根です。ご認識の通りでして、前段の仕組み、真空破壊弁が、当社のトーラス真空破壊弁。
0:48:43	新開弁を表しているというふうに聞き記載を整理しております。以上です。
0:48:53	わかりました。
0:48:55	そそうしたときに、別を書いてあることが問題だと思ってるんで、その価格前提でいったときに、
0:49:05	何だろう。
0:49:06	例えば、これより前段ですよね 20 条の 1 とか 20 条の 2 とか、要はこの
0:49:14	新川甲斐装置を書くのは、ここだけが適切なのか、ほかのところにも書かなきゃいけないのかっていうのはどう、どうなの。
0:49:22	この材料のところ、
0:49:24	だけ書いとけばいいのか、それ以外にも、書いておく必要があるのかっていうところなんですけどその点はどうなんです。
0:49:51	中国電力の山根です。江藤。
0:49:54	魚住(20)城野市でしたり 20 条の 2 の方に、Head新宮赤井装置を記載した方が、
0:50:01	記載の要否ですけども、
0:50:03	こちらちょっと、社内で検討させていただいて、必要にある記載を追記とさせていただきます。
0:50:12	よろしく願いいたします。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:14	規制庁の李です。わかりました。もともとその新幹線たちを書く必要があるという、整理で書かれてるところは理解をしたのでですね、到達すれば、今ご検討されるってことでしょうかその
0:50:26	適切な材料を使用するってところだけ書けばいいのか或いは
0:50:30	その他の今、例で挙げていただきまして、20条の1とかは、JASMINEに、
0:50:37	600だけよとか、
0:50:39	或いは、
0:50:42	施設として告示の規定を適用しますよとかっていう
0:50:47	ところを、
0:50:50	書く必要があるかどうかってのはちょっと、
0:50:52	検討していただければと思います。
0:50:55	はい。よろしくお願いします。20条は、私からは以上でありまして、
0:51:03	次16条、45条。
0:51:10	規制庁岩崎です。65ページの1項のところなんですけど、
0:51:17	ちょっとご説明いただきたいんですけども、なおなおと書いてあって高圧炉心スプレイ系は、電源の影響に、確率に余裕も合わせて13秒として少なくてですけど、
0:51:33	非常用ディーゼル発電設備っていうのはこれは、これもなんか10秒で何か、
0:51:40	余裕をもって10秒、それともこれは、
0:51:43	特に、
0:51:45	いうところはなくて、設定して10秒ってこと。
0:51:53	中国電力の尾川です。
0:51:55	非常用ディーゼル発電設備の方は、
0:52:02	実績としまして7、約7秒程度、8秒程度で起動するところがありまして、それに若干の余裕を持たせて、
0:52:12	10秒と、あとは5のECCSの起動等の時間も考慮しまして、10秒というところで十分であるということ判断して、10秒という設定をしております。
0:52:25	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の方につきましては、当期間がディーゼル発電非常用ディーゼルとは変わるというところがありましたので、その間で、
0:52:36	さらにちょっとどう、どういったところに、どういった
0:52:41	ぐらい時間がかかるかというところがまだ未定なところも設計中でありましたので、設計当時は、さらにその十分に余裕を持たせて13秒というところを設定しているものになります。
0:52:52	以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:54	規制庁イワサキさわかりまして実績からちょっと余裕を持たせてということでは い。会社がさとおんなじアース、次にですね
0:53:04	ちょっと同じページのその 40 驚見括弧の 45 条の 31 の、
0:53:09	床ろうなんですけど発電用原子炉ごとに単独で設置して書いてあるんです けども、
0:53:17	単独で設置するっていうのはどういう意味ですか、ちょっとご説明いただきま す。
0:53:31	はい。中国電力の尾川です。
0:53:34	こちらにつきましては
0:53:38	設置許可基準規則等にもありますように、他、他号炉号機のディーゼル非常 用発電設備に依存しないというところがありますので、そういった意味で、2 号 2 号で単独でディーゼル発電設備を設置していると。
0:53:53	いうところで単独というところを対対
0:53:56	というか柏崎とはちょっと違う記載になっておりますけども記載をしているもの になります。以上です。
0:54:05	慶長イワサキさわかりましたそういうことですね何かその発言の事に設置する でいいやつあるかなと思ったんですけど
0:54:13	依存しないですよっていうのは明確にするために単独でということを追記しち ゃってください。わかりましたありがとうございます。
0:54:50	はい。私は全原協特にありませんので、続いて 27 条、
0:54:59	27 条、
0:55:01	はい。ちょっとイワサキです 6 ページのご説明いただいた
0:55:06	家田作業LOCA事象の中性子束高等の等の
0:55:12	話なんですけど
0:55:14	ちょっと
0:55:17	許可の話をあんまりず、こう聞くんつもりはあんまりないんですけども、ちっちゃい 子の許可で、
0:55:26	と等が入っていないのは何でなんですか。
0:55:31	単に何か、慰霊はすれというのは入れなくてもよかったのかそれとも、
0:55:37	あえてこの陸間人側では頭がちょっと必要になったのかちょっと、その違いを ちょっとご説明いただけます。
0:56:03	中国電力の山根です。少々お待ちください。
0:57:02	中国電力の福間でございます。遅くなりまして申し訳ございません。先ほどご 質問のありました件回答させていただきます。
0:57:13	資料の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:16	6 ページをお願いいたします
0:57:19	中です。まず、
0:57:21	設置許可の添発のところでございますけども、
0:57:25	ここについてはですね、記載しておりますけども、
0:57:30	少々お待ちください。衛藤。
0:57:33	制御棒の落下事項について記載しております、これについては、
0:57:38	中性子束高による原子炉スクラムを設けということで、
0:57:43	制御棒落下事故の際にはIRMAの中性子束高による原子炉スクラムを設けると。
0:57:51	いう開きをしております、一方ですね後任の
0:57:55	基本設計方針の方なんですけども、ここについてはですね、
0:58:00	制御棒落下事象については、ちょっと飛ぶんですけども安全法回路を設けという書きをしております、この安全法回路については、
0:58:10	中性子束高の他にもですね、他にもスクラム信号等ございますので、中性子束高等の原子炉スクラム信号を発する安全法回路という、
0:58:20	書きをしておりますのでこちらについては頭を変えておるといようなものになります。
0:58:26	以上です。
0:58:38	規制庁岩崎です。わかりました許可の、そのテンパチの記載と、工認側の記載よと受ける言葉が違うので
0:58:50	だから工認側の申請書の記載だと出るかの信号を全部書くために、等を入れて、
0:58:59	いるということ、
0:59:01	はい。
0:59:04	中国電力の福間です。ご認識の通りです。以上です。
0:59:11	規制庁の照井です。記載の整理は理解したんですけど、そうすると、なぜちょっと御説明では市場期間放射能高って、
0:59:21	おっしゃってましたけど、スクラム信号って別に、当然集計ホソノ行だけじゃないと思うので、そういう意味で言うと主蒸気管放射能高に鍵限らないってこう、
0:59:34	でいいんですよ。
0:59:40	中国電力の山根です。藤先ほどの私のご説明がちょっと足りてなかったんですけども、そのように使用期間放射線校のみではございませんので、
0:59:51	はい。訂正させていただきます申し訳ありませんでした。以上です。
0:59:54	規制庁てるやつはわかりました。いやちょっと、
0:59:57	いろいろ考えちゃって、いや、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:01	テンジウはやっぱ中性子束高で、これも入って自主評価をしてると思うんですけど、いや、その時に何か、
1:00:12	あれバーストして、使用期間で手に余るんだっけなとか、いろいろ考えちゃったんですけど。
1:00:19	すいません。そういう例えば安全保護回路を就職する言葉として、スクラム信号があって、そのの理事として、ここで言ってる途中出向を例示としてかけて、
1:00:33	その他のものは同等で読んでるっていう構造で、記載をしてるということで理解をしました。わかりました。
1:00:48	ホッカン、僕もここを聞いたかった。
1:00:55	じゃあ、西郷さん 11 条にないと思います。はい。はい。
1:01:10	11 ページなんですけど、
1:01:16	ここの
1:01:20	後任の方の後のところで真ん中あたりの黒字の復水器真空低下って書いてあるけど、
1:01:29	ここって
1:01:31	最初の方だと
1:01:34	今回の指摘事項の回答にもあったんですけど
1:01:40	機器は、
1:01:42	これは復水器真空、
1:01:46	のままでいいんですかねこの、
1:01:48	要するに
1:01:50	排気圧力真空。
1:01:53	じゃなくていいのかという、
1:01:56	このこっちの設置許可のところだと。
1:02:01	薄井真空度低下になっていて、
1:02:07	3 ページのところだと復水器真空度はその排気圧力真空度に直しているんですけど、
1:02:18	ここは特にいいか言わなくていい。
1:02:36	中国電力の山根です。
1:02:38	こちら 3 ページの方ですけども、こちらは
1:02:44	と排気圧力の真空の値の名称といいますか、真空度の 96.3kPa、
1:02:52	というふうにちょっと名称として記載しております、
1:02:55	先ほどご指摘のございました 11 ページの、
1:02:59	復水器真空低下というのは事象といいますか、真空が下がる事象を小関真空低下というふうに記載している。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:09	という整理でございます。以上です。
1:03:25	わかりましたね。要するに許可側だと同じ復水器真空度って書いてあるんですけど、その
1:03:35	言ってる、
1:03:41	こっちから3ページの方と真空度値の話で、
1:03:47	11ページだと、真空度低下。
1:03:50	ていう、
1:03:53	事象なので、これは
1:03:56	特に会話せずに復水器真空低下っていうそういう、
1:04:02	ことですよ、
1:04:12	中国電力のヤマネですとご認識の通りでございます。以上です。
1:04:31	規制庁岩崎です。わかりましたなんかタービンのこういう関係で一般的なそういう何か言い回しであれば、いいんですけど何ていうか何か似たようなやつでその言い換えをしてない同じのが出てくるとちょっと。
1:04:47	何でかなと思ったのでちょっと聞いた次第でした。
1:04:53	阿藤。
1:04:55	通しの23ページなんですけど、
1:04:59	一番下のパラで、
1:05:07	令和
1:05:10	ここで、暖気を回転速度危険速度付近に設定しない設計とするともについていうのは
1:05:19	あえて追加しているんですけども、これは何か島根2、大城は、これを、
1:05:27	書かなきゃいけない理由とか何か、
1:05:31	何であい、
1:05:33	こういう記載を追加しているのかちょっとご説明いただきたいんですよよろしいですか。
1:05:58	中国電力の山根です。こちら、当社が記載しているランキンのところですけども、
1:06:05	こちらですけども、ちょっと平成27年度の申請版から、記載をそのまま残してる形になるんですけども、
1:06:17	こちらが設置許可前へと資金でタービン取りかえ等を実施しておりました先行のBWRプラント。
1:06:27	の、が提出されていた江藤届け出を実施していた基本設計方針をベースに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:34	設置許可当社の設置許可の記載事項や、火力省令の記載内容を踏まえた結果として、今の当社のみこの欄既往の改善側道危険速度付近に設定しない設計とするとともに、
1:06:48	というふうに
1:06:49	記載をしているというのが、記載の理由でございます。
1:06:55	以上です。
1:07:00	ちなみにこの暖気用の回転速度減速度品に設定しないっていうのは、起動するとき、
1:07:09	何かちょっと言い回しがあんまりよくないかもしれない。ちょっとなんかざっくりと、起動するときの多段器用の運転のときはゆっくりまわしますよっていうことですか。
1:07:29	中国電力の山根です。ご認識の通りでして、暖気のときの回転速度を、危険速度へと早い回転速度の方にするのではなく、
1:07:39	登壇系とゆっくりの回転速度、
1:07:43	危険ではない。
1:07:45	心の回転速度で設定するというのを書いております。
1:07:50	以上です。
1:07:57	規制庁イワサキSわかりましたなんか、アンカーと答弁と言えば当然なことないような気がするんですけど
1:08:07	言ってキソイ
1:08:09	ん。
1:08:10	いや
1:08:11	あえて記載する方の整理だというのであればそれで大丈夫わかりました。
1:08:18	はい。
1:08:21	はい、わかりましたありがとうございます。
1:08:24	私から以上。
1:08:41	あ、規制庁のテルイです。
1:08:46	さっきの真空土嚢。
1:08:49	やりとりイワサキとのやりとりがあったと思うんですけど、
1:08:52	もう1ヶ所気になってて、
1:08:55	比較表の16ページの、
1:08:59	31条の14のところに、
1:09:03	ここワー、裸で、複数機はっていう主語ですけど、
1:09:08	真空同96.3kPaを確保できる設計と、この裸で真空度を使ってるんですけど、
1:09:18	ここは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:21	どういう整理なんですか。
1:09:45	中国電力の山根です。少々お待ちください。
1:10:11	中国電力の山根です。お待たせいたしました。こちらにつきましては復水器の真空度の 96.3kPa、
1:10:20	を記載しているという、整理になります。以上です。
1:10:29	規制庁です。そうすると、
1:10:32	先ほどの、
1:10:35	蒸気タービンの排気圧力真空動とは、
1:10:40	別物っていう整理をする。
1:10:44	いやなんか同じものを右から見るか左から見ると違うのかもしれないんですけど、
1:11:02	中国電力のヤマネですと排気圧力真空度の記載につきましては蒸気タービン絡み、
1:11:09	だといいますか蒸気タービンからの観点で、相手圧力真空度というふうに記載しておりまして、こちらの真空度につきましては、復水器の
1:11:19	スズキ側から見たといいますか復水器側の真空度という意味で、
1:11:23	表しております。ものは以上ということになります。以上です。
1:11:28	わかりました。だから、そういう意味でさっき言いましたようにさ同じものを主体によって、
1:11:38	右から見るか左から来るかみたいなの。
1:11:41	いやタービンと普通ウエキアビルか下か。
1:11:44	いやそもそも真空度に動いてないんですけど、
1:11:47	またタービン側から見るか、
1:11:50	複数着側から見ることかということですか。
1:11:59	中国電力の山根です。ご認識の通りでございます。以上です。
1:12:04	続いてなんですけど、
1:12:09	前回のヒアリングで 27 年の
1:12:14	記載と少し整理をしてくださいねと。
1:12:19	ということでお話させていただいたんですけど、そういう意味で 27 年の時から、削ったっていうことが正しい言い方かどうかあれですけど、
1:12:30	ていうのは、16 ページのところの、
1:12:35	回転速度の、
1:12:38	計警報値、
1:12:42	ていうところがいい。
1:12:44	ぐらい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:45	だと思ったんですけど。
1:12:46	他に何か削ってるところとか、追加するところはわかるんですけど、
1:12:50	言ってるところとか何かありますか。
1:13:07	中国電力の山根です。ご認識の通りでございます、当時の申請から、記載を変え、削った箇所というのは、先ほどの軸振動の警報値のところとなります。以上です。
1:13:21	規制庁の照井です。わかりました。これ先ほどご説明もあった通り先行、新基準の変更見た時にここまで細かく書いてるところがないので基本的方針としては、
1:13:33	ここまで書かなくていいだろうということで、見直したということで、
1:13:37	いいですね。
1:13:42	中国電力の山根です。はい、ご認識の通りでございます。以上です。
1:13:48	システムレベルわかりました。その上で
1:13:56	右来てる。
1:13:58	ロック。
1:14:00	ページなんで、
1:14:02	どう、
1:14:10	まず、この 31 条の 2、
1:14:14	21
1:14:17	かね。
1:14:19	なんですけど、
1:14:23	そこに、
1:14:26	何だろう。
1:14:28	この当G、基本設計方針その蒸気タービンの取替っていう工事に対して、
1:14:35	施設への
1:14:38	設計書機能に影響のない設計とするって、
1:14:42	書くことに意味はあったのかもしんない。
1:14:45	どう。
1:14:46	新、
1:14:49	これを書く必要が、
1:14:52	あるのかどうかっていうのは、削ってないからあるっていうお考えなのかもしれないんですけど。
1:15:02	あって何かを、当然してやることなので、基本的方針上書いてあることに、
1:15:08	何ら問題はないんですけど一方で何か
1:15:11	次のもう、かなと思ったんですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:17	今回の公認でいうと、結局、
1:15:22	その次に出てくるような保守点検とか、
1:15:25	いうそのそういう構造にしますよみたいになって。
1:15:29	多分下言明の共通条文でうたってるんじゃないかなと思ってて、
1:15:34	常務で言うと、十条とか 15 条あたりの絡みで、
1:15:39	書いているような気もするんですけど、そことの整理ってどうなってますか。
1:15:52	中国電力の山根です。少々お待ちください。
1:16:36	中国電力の山根です。お待たせいたしました。こちらの先ほどご指摘がありました 31 条の 21、31 条の 22 についてですけれども、
1:16:45	今記載を残しているというのは先ほども申し上げさせていただきました。当時の
1:16:52	基本設計方針をなるべく残すということで記載しておりましたが、現在の基本設計方針の全体の構成、
1:17:03	等考えたときに、ちょっと記載は今残すべきかどうかというのがちょっと、他社もおっしゃる通り疑問が残るところではありますので、
1:17:14	ただ全体の基本設計方針の元例の共通等含めて、
1:17:19	記載内容を整理した上で、ちょっと記載を、
1:17:23	の、記載の要否の方をちょっと検討させていただきたいと思います。
1:17:28	以上です。
1:17:30	規制庁の定例です。よろしくお願いします。そういう意味で今、言っていたようにですね当時この蒸気タービンを設置すると、今全体で、
1:17:42	基本設計方針電力整理していこうという中で、
1:17:45	共通で、基本設計方針としてうたってるところを、当然共通で訴えて個別で書かなきゃいけないところもある、あるんですけど、
1:17:54	一方で、共通でかけていけば、
1:17:58	それで読めちゃうところもあると思って、そういう意味では少し、いい機会なので整理をしてもいいのかなと思ってますので、
1:18:06	もしそういう観点も含めてちょっと整理、この後の二つぐらいかなとは思いますが、ちょっと整理をしていただければと思う。
1:18:18	中国電力の山根です。承知いたしました。と記載の方、検討の上整理させていただきたいと思います。以上です。
1:18:26	ええ。
1:18:28	規制庁鳥居ですよろしくお願いします。それから、最後
1:18:32	これは、
1:18:34	最終的に申請書の形のイメージをちょっと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:41	有井角氏と聞くんですけど、今、
1:18:44	前と後っていう形で、
1:18:47	要しなかったんですね。
1:18:51	し分かれてますけど、
1:18:54	実際の申請書上のこの何ていうか、
1:18:59	今回の
1:19:02	申請で、
1:19:04	基本設計方針を変える。
1:19:07	という整理だとか、
1:19:10	或いは要はそういう意味で言うとその、
1:19:14	何か、あとだけ、あとだけ変えにいくのか、この名前を変えて、変更前と同じにするのかっていうのは、
1:19:24	今どっちの申請をするつもりでいらっしゃる
1:19:29	てるか。
1:19:48	はい、中国電力のイタイガワです。
1:19:51	遠い考えてますと業績方針変更前に、従前の基本設計方針を記載して、
1:19:59	変更後の方に、今回修正したような記載内容、
1:20:04	書くことで考えております。以上です。
1:20:10	計上の通りです。わかりました。またそういう意味では、基本設計方針の変更っていうことで取り扱うということで、
1:20:23	中国電力イタイガワです。
1:20:25	この様式の通りです。以上です。
1:20:31	いや、形状が変わりました。
1:20:35	私からは、
1:20:38	以上です。どう、他にありますか。よろしいですか。
1:20:45	はい、じゃあこちらからのコメントは以上ですので、ちょっと指摘事項の確認に参りたいと思いますので、準備ができれば発表をお願いいたします。
1:20:58	中国電力の谷口でございます。23条のところで確認ご確認事項として挙がっておりました、燃料体について今回の設工認上の取り扱いを説明することということにつきまして、
1:21:13	こちらにつきましては燃料体が設工認の制度の対象となったが今回の設工認上でどう取り扱われているかという趣旨のご質問だと理解してご回答いたします。
1:21:27	まず
1:21:29	今回、市、まず従前、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:33	の制度のもとで、燃料体検査まで完了したものについては従前の規則に基づいて、
1:21:46	等、
1:21:47	処分されたものとみなすという規定が炉規法にございます。
1:21:52	なお、その段階で、それを前提といたしまして、今回島根 2 号の再稼働の段階で使う燃料につきましては、すべて燃料体検査まで終わったものを使用いたします。
1:22:04	従いまして今回の設工認の範囲では、新たな設工認を要する燃料代というものは、
1:22:11	そないという、
1:22:13	ことで特に、
1:22:15	対応、今回の設工認の対象としてはございません。
1:22:19	なお新たに燃料体を製造する段階においては、改めて設工認申請を行うこととしてございます。
1:22:28	以上でご回答になっておりますでしょうか。
1:22:31	規制庁のテлуйですありがとうございます今ご説明いただいたことをちょっと確認したかったですので、説明の内容を理解しましてありがとうございます。
1:22:43	タニグチですあ、中国電力タニグチですありがとうございます。
1:22:55	規制庁です。はい。じゃあ準備整いました。がーメインはそういう意味で今一番、
1:23:04	説明する前にしゃべっちゃいますけど一番上の今、いただいたので、書いとくということで、結構、
1:23:23	中国電力の山根です。
1:23:27	それでは本日のコメントについて、確認させていただきます。一番上ですけれども、N-S2020 の 30 ページですけれども、
1:23:38	施錠該当する運用で対応する場合、保安規定に定めるという記載要否について検討すること。
1:23:45	続きまして、3 番目ですけれども、N-S2 機 020、28 ページで、材料の記載だけ、真空破壊装置を記載しておりますが、その他の真空破壊弁と、
1:23:59	記載がある箇所についても真空破壊装置の併記をしなくてよいか、要否について検討すること。
1:24:05	続きまして最後になりますが、N-S日記 031-26 ページで、隅括弧 31 条の 21、31 条 22 について、今回申請として記載が必要か、記載の要否を検討すること。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:20	以上 3 点で考えております。過不足ありましたら、お願いいたします。以上です。
1:24:26	規制庁の鳥井です。最後の方はですね 31 条の 2122 に限らず、
1:24:33	何ていうかな。
1:24:35	結局、その申請者全体で、もうすでにその共通
1:24:42	かけて基本設計方針に読めるところであれば、個別に書く必要もないのですね、
1:24:51	その申請書全体の基本的方針全体で見たときに、その個別条文で書く必要があるかどうかというのは検討して欲しいという趣旨ですので、
1:25:02	多分
1:25:04	ご理解をいただけたと思いますけれども、そういう趣旨ですので一応ここまでお伝えしておき、
1:25:12	中国電力の山根です。承知いたしました。こちらの認識としましても、21 と 22 のみではなぜなく、他の記載についても、
1:25:22	当社が記載している点につきましては、当基本設計方針全体の
1:25:28	整理を確認した上で、
1:25:31	検討させていただきたいと思います。以上です。
1:25:35	規制庁鳥井ですよろしく申し上げます。他何か、大丈夫ですか。はい。中国電力から追加で何かありますか。
1:25:50	よろしい。
1:25:51	というかな、中国電力の方は特にございません。
1:25:55	はいわかりました。
1:26:00	規制庁鳥井です。それでは本日のヒアリングはこれで終了したいと思います。ありがとうございました。
1:26:09	戸田小、
1:26:11	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。